

介護予防・日常生活支援総合事業

第 1 号通所事業 基準緩和型通所型サービス A 重要事項説明書

当事業所は、栗東市介護予防・日常生活支援総合事業における基準緩和型通所サービスの提供の開始にあたり、事業所の概要、提供されるサービス内容及び契約上ご注意いただきたいこと等を次のとおり説明します。

◇◆目次◆◇

1. 事業者	1
2. 事業所の概要	1
3. 事業実施地域及び営業時間	2
4. 職員の配置状況	2
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
6. 苦情の受付について	5

社会福祉法人^{恩賜}財団^{財団}済生会支部滋賀県済生会

栗東デイサービスセンター

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人恩賜財団済生会支部滋賀県済生会
- (2) 法人所在地 滋賀県栗東市大橋二丁目 4 番 1 号
- (3) 電話番号 077-552-1224 (FAX 077-551-2323)
- (4) 代表者氏名 支部長 堺井 拡
- (5) 設立年月 昭和 27 年 5 月 22 日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 日常生活支援総合事業における基準緩和型通所サービス
平成 12 年 3 月 17 日
栗東市指定 2571200027 号
* 当事業所は特別養護老人ホーム淡海荘に併設されています。

(2) 事業所の目的

要支援状態等のご本人に対し、そのご本人が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持もしくは改善を図ります。また、要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、生活全般にわたる支援を行うことにより、ご本人の心身機能の維持回復を図り、もってご本人の生活機能の維持又は向上を目指すことを目的とします。

(3) 事業所の名称 栗東デイサービスセンター

(4) 事業所の所在地 滋賀県栗東市出庭697-1

(5) 電話番号 077-551-1400 FAX 077-551-2323

(6) 事業所長（管理者）氏名 松 並 睦 美

(7) 当事業所の運営方針

- ・ご本人の意思及び人格を尊重し、常にご本人の立場でサービスの提供に努めます。
- ・事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、栗東市、地域包括支援センター、他のサービス事業者、保険医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めます。
- ・基準緩和型通所サービスの提供終了に際しては、ご本人又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、関係機関への情報の提供を行います。
- ・上記の他、栗東市が定める基準及びその他の関係法令等の内容を遵守し、事業を実施します。

(8) 開設年月 平成5年1月11日

(9) 利用定員 40名（土曜日15名）

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 栗東市

(2) 営業日及び営業時間

営 業 日	月曜日～土曜日 (祝日営業、12/29～1/3休業)
受 付 時 間	月～金 8時30分～17時30分
サービス提供時間	月～土 9時30分～16時40分

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して通所介護相当サービスおよび指定通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤換算	指定基準
1. 事業所長（管理者）	（兼）1名	1名
2. 介護職員	6名以上	6名
3. 生活相談員	2名以上	1名
4. 看護職員	1名以上	1名
5. 機能訓練指導員	2名	0名
6. 管理栄養士	（兼）1名	1名

※常勤換算：職員それぞれ週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定

時間数（例：週 40 時間）で除した数です。

（例）週 8 時間勤務の介護職員が 5 名いる場合、常勤換算では、1 名（8 時間×5 名÷40 時間＝1 名）となります。

＜主な職種の勤務体制＞

職 種	勤 務 体 制
1. 介護職員	勤務時間 常 勤：8：30～17：30 非常勤：8：30～17：30
2. 看護職員	勤務時間 常 勤：8：30～17：30 非常勤：9：30～16：00

5. 利用料金

☆共通サービス

サービス名称	単位数 (1 回につき)	基本料金 (月に週 1 回のご利用)	基本料金 (月に週 2 回のご利用)
第 1 号通所サービス 基準緩和型サービス A	390 単位	1,630 円	3,260 円

☆加算対象サービス

加算の種類	加算の要件	単位数 (1 回につき)	基本料金 (1 月あたり)
運動器機能向上加算	運動器の機能向上を目的として個別的に実施される機能訓練を行った場合	45 単位 (最大 1 月 225 単位まで)	235 円
事業所評価加算	利用者の状態維持、改善の割合が一定以上の場合、次年度のサービス提供につき加算	24 単位 (最大 1 月 120 単位まで)	125 円

＊小数点以下の端数処理方法により、実際のお支払い料金に僅かの差異が生じる場合があります。

＊自己負担額は、地域区分 10.45 を乗じた額となっています。計算上、端数に誤差が生じることもあります。

＜サービスの概要＞

(1) 共通サービス

①食事 ＊食事の提供にかかる費用は別途お支払いいただきます。

- ・当事業所では、管理栄養士の立てる献立表により栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。

②入浴 入浴支援又は清拭を行います。

③排泄 排泄の自立支援を行います。

④送迎サービス ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。**送迎を片道だけ行わなかった場合、
－３３円となります。(送迎減算)**

⑤機能訓練 機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を実施します。

⑥アクティビティサービス 集団での体操やレクリエーション、創作活動等の機能訓練を実施します。
＊料金に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

(２) 利用料金全額負担のサービス

①食事の材料の提供（食材料費と調理費）

ご契約者に提供する食事の材料にかかる費用です。

料金：１回あたり ８４０円 ※ おやつ代含む

②入浴料 ４００円（税別）

③レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

④日常生活上必要となる諸費用実費等

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用をご負担いただきます。

おむつ代：１００円 尿とりパッド：５０円 リハビリパンツ：１５０円 おやつ代２２０円

教養娯楽費：実費 事務費（連絡帳ファイル等）：１，１００円（税込み）初回のみ

(３) 利用料金のお支払い方法（契約書第６条参照）

前記（１）、（２）の料金・費用は、翌月に現金又は、銀行振込及び口座振替にてお支払い下さい。

(４) 利用の中止、変更、追加（契約書第７条参照）

○利用予定日の前に、ご契約者の都合により、基準緩和型通所サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者申し出て下さい。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。

○

利用予定日の前日までに申し出があった場合	⇒	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	⇒	食事代

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

(1) 当事業所がしているサービスについて、ご相談や苦情がございましたら、次の窓口まで
ご遠慮なくお申し出下さい。

- ## （２）行政機関等の相談・苦情受付窓口

行政機関等の名称	電話番号
栗東市長寿福祉課	０７７－５５１－０２８１
滋賀県国民健康保険団体連合会	０７７－５１０－６６０５
滋賀県社会福祉協議会	０７７－５６７－３９２１

令和 年 月 日

指定通所介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。
社会福祉法人恩賜財団済生会 栗東デイサービスセンター

説明者職名 氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、基準緩和型通所サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所 氏名 印

代理人住所 _____ 氏名 _____ 印 _____

〈続柄〉

個人情報利用同意書

【プライバシー（個人情報）の保護】

当事業所がサービスを提供する際に、ご利用者やご家族に関して当事業所が知りえた情報については、サービス担当者会議などのご利用者へのサービス提供のために必要な場合を除き、他に漏れないようにします。サービス提供に関わって、ご利用者の情報を他事業所等と共有する必要があるときは、あらかじめご利用者に説明し同意書に記名押印をいただきます。

【個人情報利用同意欄】

契約書第 21 条に基づく個人情報の利用に関して同意します

利 用 者 氏名 _____ (印)

家族等同意欄 氏名 _____ (印)

〈続柄〉